

指定居宅療養管理指導事業所

運 營 規 程

公益財団法人会田病院

指定居宅療養管理指導事業所運営規程

第1条（目的）

公益財団法人会田病院が行う指定居宅療養管理指導の事業（以下「事業」という）の、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、会田病院の医師が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という）にある高齢者に対し、適正な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1、会田病院の医師が、通院困難な要介護者等に対し、その居宅を訪問しその心身の状況に置かれている環境を踏まえて、可能なかぎりその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の管理及び指導を行い利用者の療養上の質向上を図る。
- 2、事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、医療、福祉、サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称）

事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1、名称 会田病院指定居宅療養管理指導事業所
- 2、所在地 福島県西白河郡矢吹町本町 198 番地

第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

1、医師2名以上

訪問診療により得た利用者の症状及び心身の状況について、居宅サービス計画に必要な医学的管理を、居宅介護支援事業者等に提供すること。並びに、利用者又その家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法について指導・助言を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

- 1、医師の指定居宅療養管理指導 日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時まで
土曜日は午前8時30分～午後12時30分まで
但し、12月30日より1月3日迄は営業休止とする。

第6条（実施地域）

事業所の通常事業の実施地域は、矢吹町、鏡石町、白河市（大信、東）玉川村、泉崎村、中島村とする。但し、その地の地域でも希望者については相談に応じる。

第7条（指定居宅療養管理指導の種類及び利用料、その他の費用の額）

1、種類

病院である指定居宅療養管理指導医師によるものを行う。

2、利用料、その他の費用の額

- ① 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定めた基準によるものとし、当該指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。
- ② 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けるものとする。

第8条 非常災害対策

非常災害の発生の際に、可能な限りサービスの提供が継続できるよう、他のサービス事業所との連携及び協力を行う体制（BCP）を構築するよう務める。

第9条 虐待の防止のための措置に関する事項

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に十分周知する。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。

第10条（その他の運営に関する重要事項）

- 1、従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 3、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、公益財団法人会田病院と事業所の管理者との協議に基づいてさだめるものとする。

附則

この規程は、平成23年9月12日から施行する。

平成17年1月1日 一部変更、同日施行

平成18年4月1日 一部変更、同日施行

平成23年9月12日 一部変更、同日施行

平成25年4月1日 一部変更、同日施行

平成27年8月1日 一部変更、同日施行

2024年6月1日 一部改訂、同日施行